

第 6 6 9 号
平成22年1月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番 号	頁 数	番 号	頁 数
天理市議会委員会条例の一部を改正する条例	31	2	放置自転車等の保管について	338 23
天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	32	2	公示送達について	339 23
天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例	33	2	公示送達について	340 23
天理市国民健康保険条例等の一部を改正する条例	34	6	放置自転車等の保管について	341 23
天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	35	7	天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正について	342 24
規 則	番 号	頁 数	放置自転車等の保管について	343 26
天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23	8	放置自転車等の保管について	344 26
天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則	24	9	住民票の職権消除について	345 26
天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則	25	9	住民票の職権消除について	346 27
			住民票の職権消除について	347 27
			放置自転車等の保管について	348 27
			自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	349 27
			放置自転車等の保管について	1 28
			放置自転車等の保管について	2 28
			告 告	番 号
			公売公告兼見積価格公告	43 28
			指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	1 30
			教 育 委 員 会	頁 数
			定例教育委員会の招集について	30
			農 業 委 員 会	頁 数
			農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積について	30
			監 査 委 員	頁 数
			定期監査の結果について	31
放置自転車等の保管について	326	9		
放置自転車等の保管について	327	10		
放置自転車等の保管について	328	10		
放置自転車等の保管について	329	10		
放置自転車等の保管について	330	11		
放置自転車等の保管について	331	11		
放置自転車等の保管について	332	12		
放置自転車等の保管について	333	12		
放置自転車等の保管について	334	12		
放置自転車等の保管について	335	13		
放置自転車等の保管について	336	13		
平成21年度天理市一般会計補正予算(第4号)外2会計補正予算の要領について	337	13		

条 例

(平成21年12月25日掲示済)

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第31号

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例
天理市議会委員会条例(昭和32年3月天理市条例第1号)の一部を次ように改正する。
第2条第4号中「水道局」を「上下水道局」に改める。
附 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月25日掲示済)

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第32号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。
第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。
第16条中「、第46条及び第46条の2(船員である職員に関する部分に限る。)」を「及び第46条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定による保険給付であって、天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

(平成21年12月25日掲示済)

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第33号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例
(天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)
第1条 天理市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和49年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「大和都市計画下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「天理市下水道事業会計予算」に改める。
第8条各号列記以外の部分中「市長」を「天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「前2号」の次に「に掲げるとき」を加え、「市長において」を削り、「必要がないと」の次に「管理者が」を加える。
第9条及び第10条中「市長」を「管理者」に改める。
第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。
(繰替運用)
第11条 管理者は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(天理市下水道条例の一部改正)
第2条 天理市下水道条例(昭和48年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。
第1条中「市」を「本市」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (4) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- (5) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (7) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (8) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (10) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (11) 一般排水 公共下水道に排除される汚水のうち、中間排水及び特定排水以外のものをいう。
- (12) 中間排水 工場その他の事業所(公衆浴場、共同浴場及び天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める公共又は公益関係の業種(収益事業を行う部門を除く。)を除く。次号において同じ。)から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月300立方メートルを超え、月750立方メートル以下の部分をいう。
- (13) 特定排水 工場その他の事業所から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分をいう。

第3条中「義務者」を「法第10条第1項に規定する排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者」に改め、同条ただし書中「市長」を「管理者」に、「認めた者に対して」を「認めるとき」に改める。

第4条第1号中「公共下水道のます」を「公共下水道の公共ます」に、「規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人」を「規定により他人」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第4号中「認めた」を「認める」に改める。

第5条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「管理規程」に改める。

第7条第1項中「新設等」の次に「の工事」を加え、「その工事」を「当該工事」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「その」を「同項の」に、「認めた」を「認める」に、「排水設備等の新設等」を「工事」に改める。

第8条第1項中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。第9条の3において同じ。)」を削り、「次に」を「法第12条の2第3項及び第5項の規定により次に」に改め、同条第2項中「水濁法」を「水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)」に改める。

第9条の2中「次に」を「法第12条の11第1項の規定により次に」に、「排除する」を「排除して公共下水道を使用する」に改める。

第9条の3ただし書中「規則」を「管理規程」に改め、同条第1号中「政令」を「下水道法施行令(昭和34年政令第147号)」に改め、同条第10号中「平成8年奈良県条例第8号」を「平成8年12月奈良県条例第8号」に改める。

第10条第1項中「土砂」を「何人も、土砂」に改め、「農薬」の次に「、し尿(水洗便所によるものを除く。)」を加え、「投入し、又は排除して」を「投入して」に改め、同条第2項を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

(排除の停止又は制限)

第10条の2 管理者(雨水を排除する場合にあっては、市長とする。以下同じ。)は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要と認めるとき。

第11条第1項中「公共下水道に汚水を排除する者」を「使用者」に改め、同条第3項中「消費税相当額」の次に「(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)」を加え、同項第1号の表を次のように改める。

排水区分		水量使用料(汚水排水量1立方メートルにつき)
一般排水	公衆浴場及び共同浴場	60円
	その他	115円
中間排水		169円

特定排水

240円

第12条中「市長」を「管理者」に、「認めた」を「認める」に改める。

第13条中「毎月集金又は納額告知書」を「口座振替又は納入通知書」に改め、同条ただし書中「その他の」の次に「水道水以外の水の使用に伴う」を加える。

第14条第1項を次のように改める。

使用料は、定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に本市の水道メーター（以下「メーター」という。）又は子メーター（貯水槽以下の設備に設置する本市の口径20ミリメートル以上のメーターをいう。）の点検及び検針を行い、算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に点検及び検針をすることができる。

第14条第3項中「前2項」を「前3項」に、「別に市長が」を「管理者が別に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用月」を「月」に改め、同項第1号中「額」の次に「（管理者が認定した使用水量を基準として算定した額をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第2号中「1月分の2分の1の額」を「1月分の額の2分の1に相当する額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する検針が隔月の場合は、当該検針により算出した使用水量を毎月均等とみなして（1立方メートル未満の端数がある場合は、直近に検針を行った日の属する月の使用水量に含める。）使用料を算定し、同項に規定する検針が毎月の場合は、当該検針により算出した使用水量を基準として使用料を算定する。

第15条第2号中「使用水量は、使用者」を「当該使用水量は、それぞれ使用者の使用」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第1項中「市長」を「管理者（公共下水道のうち雨水を排除すべき排水施設にあっては、市長とする。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「市長」を「管理者」に改め、「装置」の次に「（以下「計測器具」という。）」を加え、同条第2項中「前項の規定により設置された装置」を「計測器具」に改め、同項ただし書中「天災事変その他」を削り、「場合」を「事由により生じた損害について」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（立入検査）

第17条の2 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計測器具の設置してある場所に立ち入らせ、当該計測器具、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくしてこれを拒むことができない。

2 前項の規定により職員が計測器具の設置してある場所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第18条中「市長」を「管理者」に改める。

第19条中「及び」の次に「第9条の2並びに」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第22条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「第20条」を「法第24条第1項」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により徴収する」を加え、「、「公共下水道の施設又は敷地」を「公共下水道の施設又は敷地」と、「市長」とあるのは「天理市上下水道事業管理者」に改め、「読み替える」の次に「（汚水に係る公共下水道の施設又は敷地の占用料を徴収する場合に限る。）」を加える。

第23条中「市長」を「管理者」に改める。

第24条中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「占用許可の」を「占用を許可した」に改める。

第25条第1項ただし書中「市長が認めた」を「管理者が認める」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第26条中「使用者」の次に「（以下この条において「使用者等」という。）は、使用者等」を加え、「市長」を「管理者」に改める。

第27条の前の見出しを削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

第27条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第28条中「市長は、詐欺」を「詐欺」に、「者に対し」を「者は」に、「過料を科することができる」を「過料に処する」に改める。

第29条に見出しとして「（両罰規定）」を付する。

第30条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「規則で」を「市長又は管理者がそれぞれ別に」に改める。

（天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第3条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「市長」を「天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第7号を削る。

第4条及び第5条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「新設等」の次に「の工事」を加え、「その工事」を「当該工事」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「その」を「同項の」に、「認めた」を「認める」に、「排水設備等の新設等」を「工事」に改める。

第9条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条の見出し中「投入等」を「投入」に改め、同条中「農薬」の次に「、し尿（水洗便所によるものを除く。）」を加え、同条第2項を削る。

第12条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第3項中「消費税等相当額」の次に「（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をいう。）」を加える。

第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「毎月集金又は納額告知書」を「口座振替又は納入通知書」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

使用料は、定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に本市の水道メーターの点検及び検針を行い、算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に点検及び検針をすることができる。

第15条第3項中「前2項」を「前3項」に、「市長」を「管理者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用月」を「月」に改め、同項第1号中「額」の次に「（管理者が認定した使用水量を基準として算定した額をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第2号中「1月分の2分の1の額」を「1月分の額の2分の1に相当する額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する検針が隔月の場合は、当該検針により算出した使用水量を毎月均等とみなして（1立方メートル未満の端数がある場合は、直近に検針を行った日の属する月の使用水量に含める。）使用料を算定し、同項に規定する検針が毎月の場合は、当該検針により算出した使用水量を基準として使用料を算定する。

第16条第1項第2号中「使用水量は、使用者」を「当該使用水量は、それぞれ使用者の使用」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項及び第2項並びに第18条中「市長」を「管理者」に改める。

第19条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により徴収する」を加え、「、処理施設又は敷地」を「処理施設又は敷地」と、「市長」とあるのは「天理市上下水道事業管理者」に改める。

第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「市長」を「管理者」に改め、同条第2号中「占用許可の」を「占用を許可した」に改める。

第22条第1項ただし書中「市長が認めた」を「管理者が認める」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第23条中「使用者は、市内」を「使用者（以下この条において「使用者等」という。）は、使用者等が市内」に、「市長」を「管理者」に改める。

第24条の前の見出しを削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

第24条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第25条中「市長は、詐欺」を「詐欺」に、「者に対し」を「者は」に、「過料を科することができる」を「過料に処する」に改める。

第26条に見出しとして「（両罰規定）」を付する。

第27条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

（天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第4条 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条、第6条、第7条並びに第8条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条及び第10条第2項中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に改める。

第11条、第12条第1項から第3項まで、第13条及び第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に、「年14.5パーセント」を「年10.95パーセント」に改める。

第16条中「ついて」を「関し」に、「市長」を「管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。
(天理市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の天理市下水道条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の天理市下水道条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。
(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の天理市農業集落排水処理施設条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の天理市農業集落排水処理施設条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

(平成21年12月25日掲示済)

天理市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第34号

天理市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(天理市国民健康保険条例の一部改正)

- 第1条 天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。
第22条第1項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加え、同項ただし書を次のように改める。
ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
附則に次の1条を加える。
(延滞金の割合の特例)
第11条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
(天理市介護保険条例の一部改正)
- 第2条 天理市介護保険条例(平成12年3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加え、同項ただし書を次のように改める。
ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
附則に次の1条を加える。
(延滞金の割合の特例)
第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
(天理市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
- 第3条 天理市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加え、同項ただし書を次のように改める。
ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
附則に次の1条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の天理市国民健康保険条例第22条及び附則第11条、天理市介護保険条例第7条及び附則第6条並びに天理市後期高齢者医療に関する条例第6条及び附則第3条の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に納期限の到来する天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料及び天理市後期高齢者医療の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(平成21年12月25日揭示済)

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第35号

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年12月天理市条例第34号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出しを「(水道事業及び下水道事業の設置)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、処理することにより、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図るため下水道事業を設置する。

第8条中「ついて」を「関し」に、「これを」を「別に」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。

第3条第2項中「水道事業の管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条第2項中「給水区域、給水人口、1日最大給水量等」を「給水区域等」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 給水区域 天理市全域のうち厚生労働大臣の認可を得た区域

(2) 給水人口 70,000人

(3) 1日最大給水量 38,845立方メートル

第2条に次の1項を加える。

3 下水道事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業(雨水に係るものを除く。)

ア 計画排水区域面積 3,926ヘクタール

イ 計画排水人口 87,000人

(2) 農業集落排水事業

ア 排水処理計画面積 82.2ヘクタール

イ 排水処理計画人口 2,710人

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(天理市情報公開条例の一部改正)
- 2 天理市情報公開条例(平成9年12月天理市条例第31号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。
(天理市個人情報保護条例の一部改正)
- 3 天理市個人情報保護条例(平成15年12月天理市条例第40号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。
(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「及び副市長」を「、副市長及び上下水道事業管理者」に改める。
(天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正)
- 5 天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。
別表甲の項中

副市長 教育長

を

副市長 教育長 上下水道事業管理者

に改める。

- (天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 6 天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。
題名中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。
第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。
第4条中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。
第20条中「ついて」を「関し」に、「これを」を「別に」に改める。
(天理市水道事業給水条例の一部改正)
- 7 天理市水道事業給水条例(平成9年12月天理市条例第37号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「天理市水道事業の設置等に関する条例」を「天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同条第2項中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。
第39条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。
(天理市水道水源保護条例の一部改正)
- 8 天理市水道水源保護条例(平成14年6月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

規 則

(平成21年12月25日揭示済)

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第23号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年4月天理市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員である者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の第24条の2の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

(平成21年12月25日揭示済)

天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第24号

天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

天理市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年3月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「第115条の20第1項」を「第115条の22第1項」に改める。

第3条中「第115条の23」を「第115条の25」に、「第140条の28第1項」を「第140条の37第1項」に改める。

第4条第1項及び第2項中「第115条の28」を「第115条の31」に改める。

第6条中「第115条の27」を「第115条の30」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年12月25日揭示済)

天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第25号

天理市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

第2条第1項及び第2項中「法第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に改める。

第3条中「法第115条の14」を「第115条の15」に、「第131条の10第1項」を「第131条の13第1項及び第140条の30第1項」に改める。

第4条中「第78条の7」を「第78条の8」に改める。

第4条の2中「第78条の11及び法第115条の19」を「第78条の12及び第115条の21」に改める。

第6条中「第78条の10及び第115条の18」を「第78条の11及び第115条の20」に、「第78条の10各号及び第115条の18各号」を「第78条の11各号及び第115条の20各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成21年12月7日揭示済)

天理市告示第326号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年12月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月7日から平成22年2月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
- (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
 - 天理市自転車等保管施設 電話0743 62 7778
 - 天理市総務部地域安全課 電話0743 63 1001

(平成21年12月8日揭示済)

天理市告示第327号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月8日から平成22年2月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月9日揭示済)

天理市告示第328号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月9日から平成22年2月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月10日揭示済)

天理市告示第329号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月10日から平成22年2月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月11日揭示済)

天理市告示第330号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月11日から平成22年2月8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月14日揭示済)

天理市告示第331号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月14日から平成22年2月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月15日揭示済)

天理市告示第332号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月15日から平成22年2月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月16日揭示済)

天理市告示第333号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月16日から平成22年2月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月16日揭示済)

天理市告示第334号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年12月16日
- 3 移動対象区域
天理市勾田町31番地7先放置禁止区域外
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年12月16日から平成22年2月13日まで(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年12月17日揭示済)

天理市告示第335号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年12月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年12月17日から平成22年2月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年12月18日揭示済)

天理市告示第336号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年12月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年12月18日から平成22年2月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年12月21日揭示済)

天理市告示第337号

平成21年12月17日付で議決のあった平成21年度天理市一般会計補正予算(第4号)、平成21年度天理市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)及び平成21年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

平成21年12月21日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成21年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,134,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		125,116	△5,494	119,622
	1 地方特例交付金	86,044	△6,855	79,189
	2 特別交付金	39,072	1,361	40,433
12 分担金及び負担金		384,733	626	385,359
	1 分担金	8,886	626	9,512
14 国庫支出金		2,250,882	106,119	2,357,001
	1 国庫負担金	1,598,289	64,461	1,662,750
	2 国庫補助金	629,606	41,658	671,264
15 県支出金		1,313,918	135,198	1,449,116

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県負担金	607,071	104,602	711,673
	2 県補助金	561,639	30,596	592,235
19 繰越金		300,717	23,187	323,904
	1 繰越金	300,717	23,187	323,904
20 諸収入		608,412	11,355	619,767
	5 雑入	169,251	11,355	180,606
21 市債		1,847,300	△115,800	1,731,500
	1 市債	1,847,300	△115,800	1,731,500
歳入合計		22,979,491	155,191	23,134,682

2 歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会費		274,465	△9,425	265,040
	1 議会費	274,465	△9,425	265,040
2 総務費		3,427,637	11,782	3,439,419
	1 総務管理費	2,752,076	21,666	2,773,742
	2 徴税費	364,125	△6,064	358,061
	3 戸籍住民基本台帳費	156,925	△2,682	154,243
	4 選挙費	101,430	△388	101,042
	5 統計調査費	19,181	△124	19,057
	6 監査委員費	33,900	△626	33,274
3 民生費		7,629,559	195,535	7,825,094

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	1 社会福祉費	3,195,381	275,597	3,470,978
	2 児童福祉費	3,306,242	△80,269	3,225,973
	3 生活保護費	1,127,385	△143	1,127,242
	4 災害救助費	551	350	901
4 衛生費		1,457,707	△2,158	1,455,549
	1 保健衛生費	518,909	375	519,284
	2 清掃費	938,798	△2,533	936,265
6 農林費		364,360	△2,869	361,491
	1 農業費	343,817	△2,602	341,215
	2 林業費	20,543	△267	20,276
7 商工費		180,540	△1,705	178,835

	1 商工費	180,540	△1,705	178,835
8 土木費		3,010,980	△10,694	3,000,286
	1 道路橋りょう費	551,484	△4,252	547,232
	2 河川費	93,925	△87	93,838
	3 都市計画費	2,210,728	△4,458	2,206,270
	4 住宅費	154,843	△1,897	152,946
9 消防費		845,600	1,377	846,977
	1 消防費	845,600	1,377	846,977
10 教育費		3,349,622	△43,821	3,305,801
	1 教育総務費	542,818	△5,637	537,181
	2 小学校費	891,598	△3,772	887,826
	3 中学校費	295,952	△5,289	290,663

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	634,735	△16,332	618,403
	5 社会教育費	759,368	△10,418	748,950
	6 保健体育費	225,151	△2,373	222,778
11 災害復旧費		30,630	17,169	47,799
	1 公共土木施設災害復旧費	19,232	△312	18,920
	2 農林業施設災害復旧費	11,398	17,481	28,879
歳出合計		22,979,491	155,191	23,134,682

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	4,000	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができるものとする。
計	4,000			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業債	117,100	当初議決	当初議決	当初議決	114,100	当初議決	当初議決	当初議決
都市計画街路事業	186,400	に同じ	に同じ	に同じ	69,600	に同じ	に同じ	に同じ

平成21年度天理市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成21年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,688,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		347,761	131,719	479,480
	1 他会計繰入金	307,761	131,719	439,480
歳入合計		6,556,935	131,719	6,688,654

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,296,839	131,719	4,428,558
	1 療養諸費	3,802,992	128,719	3,931,711
	2 高額療養費	430,800	3,000	433,800
歳 出 合 計		6,556,935	131,719	6,688,654

平成21年度 天理市立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度天理市立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 資本的収入	75,755千円	4,320千円	80,075千円
第2項 補助金	50,753千円	4,320千円	55,073千円
支		出	
第1款 資本的支出	113,881千円	4,320千円	118,201千円
第1項 建設改良費	28,041千円	4,320千円	32,361千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
県 費	1千円	4,319千円	4,320千円

平成21年度 天理市立病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1. 資本的収入			4,320	既決予定額 75,755 計 80,075
	2. 補助金		4,320	既決予定額 50,753 計 55,073
		1. 他会計補助金	4,320	既決予定額 50,753 2. 県費補助金 4,320 計 55,073

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1. 資本的支出			4,320	既決予定額 113,881 計 118,201
	1. 建設改良費		4,320	既決予定額 28,041 計 32,361
		1. 器械購入費	4,320	既決予定額 28,041 1. 器械購入費 4,320 計 32,361

平成21年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受入資金	2,594,524	2,675,308	80,784
1. 事業収益	1,415,418	1,535,323	119,905
2. 固定資産売却代金	0	1	1
3. 前年度未収金	221,549	221,992	443
4. 企業債	28,000	25,000	△ 3,000
5. 他会計補助金	170,226	55,073	△ 115,153
6. 他会計負担金	100,748	97,133	△ 3,615
7. 前年度繰越金	95,188	76,186	△ 19,002
8. 預り金	122,545	113,749	△ 8,796
9. 寄附金	0	1	1
10. その他受入金	850	850	0
11. 一時借入金	440,000	550,000	110,000

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支払資金	2,518,338	2,631,662	113,324
1. 事業費用	1,811,470	1,897,255	85,785
2. 建設改良費	35,430	32,361	△ 3,069
3. 企業債償還金	110,447	85,640	△ 24,807
4. 前年度未払金	159,822	86,482	△ 73,340
5. 前渡金	946	850	△ 96
6. 預り金その他	120,223	119,074	△ 1,149
7. 一時借入金償還金	280,000	410,000	130,000
差 引	76,186	43,646	△ 32,540

平成21年度天理市立病院事業予定貸借対照表

(平成22年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
ア 土 地		20,212	
イ 建 物	1,933,400		
減価償却累計額	<u>882,002</u>	1,051,398	
ウ 構 築 物	105,085		
減価償却累計額	<u>74,090</u>	30,995	
エ 器 械 備 品	1,107,179		
減価償却累計額	<u>880,644</u>	226,535	
オ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,072</u>	<u>1,654</u>	
有形固定資産合計		1,330,794	
固定資産合計			1,330,794
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		43,646	
(2) 未 収 金		266,787	
(3) 貯 蔵 品		8,233	
(4) 前 払 費 用		850	
(5) 前 渡 金		<u>0</u>	
流動資産合計			319,516
3 繰 延 勘 定			
(1) 控除対象外消費税額		7,290	
繰延勘定合計			<u>7,290</u>
資 産 合 計			<u>1,657,600</u>

負債の部

4 固定負債

(1) 退職給与引当金	7,557	
(2) 修繕引当金	<u>44</u>	
固定負債合計		7,601

5 流動負債

(1) 一時借入金	140,000	
(2) 未払金	83,411	
(3) 預り金	<u>7,405</u>	
流動負債合計		<u>230,816</u>
負債合計		238,417

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金	183,492	
(2) 借入資本金		
ア 企業債	<u>489,743</u>	
借入資本金合計	<u>489,743</u>	
資本金合計		673,235

7 剰余金

(1) 資本剰余金		
ア 補助金	1,607,232	
イ 寄附金	<u>3,200</u>	
資本剰余金合計		1,610,432
(2) 欠損金		
ア 当年度未処理欠損金	<u>864,484</u>	
欠損金合計	<u>864,484</u>	
剰余金合計		<u>745,948</u>
資本合計		<u>1,419,183</u>
負債資本合計		<u>1,657,600</u>

平成20年度天理市立病院事業損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：円)

1 医業収益			
(1) 入院収益	885,753,038		
(2) 外来収益	581,517,781		
(3) その他医業収益	<u>180,251,574</u>	1,647,522,393	
2 医業費用			
(1) 給与費	1,250,846,591		
(2) 材料費	249,863,771		
(3) 経費	305,538,237		
(4) 減価償却費	93,601,842		
(5) 資産減耗費	989,970		
(6) 研究研修費	1,826,162		
(7) 臨床研修医負担金	<u>43,686</u>	<u>1,902,710,259</u>	
医業損失			255,187,866
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	91,720		
(2) 他会計補助金	121,697,715		
(3) 他会計負担金	26,932,519		
(4) 患者外給食収益	175,024		
(5) その他医業外収益	<u>18,726,541</u>	167,623,519	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	24,263,261		
(2) 繰延勘定償却	3,362,559		
(3) 患者外給食材料費	95,097		
(4) 負担金	27,209,830		
(5) 雑損失	11,125,244		
(6) 雑支出	<u>25,119,545</u>	<u>91,175,536</u>	<u>76,447,983</u>
経常損失			178,739,883
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	558,909		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>558,909</u>	<u>558,909</u>
当年度純損失			179,298,792
前年度繰越欠損金			<u>685,184,733</u>
当年度未処理欠損金			<u>864,483,525</u>

平成20年度天理市立病院事業貸借対照表
(平成21年3月31日) (単位：円)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
ア	土 地		20,212,001		
イ	建 物	1,933,400,123			
	減価償却累計額	<u>847,163,720</u>		1,086,236,403	
ウ	構 築 物	105,084,759			
	減価償却累計額	<u>70,457,870</u>		34,626,889	
エ	器 械 備 品	1,102,358,804			
	減価償却累計額	<u>827,531,079</u>		274,827,725	
オ	車 両	5,725,600			
	減価償却累計額	<u>3,837,650</u>		1,887,950	
	有形固定資産合計			1,417,790,968	
	固定資産合計				1,417,790,968
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金		76,186,404		
(2)	未 収 金		206,848,627		
(3)	有 価 証 券		0		
(4)	貯 蔵 品		5,864,245		
(5)	前 払 金		146,250		
(6)	前 渡 金		0		
	流動資産合計				289,045,526
3	繰 延 勘 定				
(1)	控除対象外消費税額		9,013,678		
(2)	退職給与金		0		
	繰延勘定合計				<u>9,013,678</u>
	資 産 合 計				<u>1,715,850,172</u>
		負 債 の 部			
4	固 定 負 債				
(1)	退職給与引当金		34,877,846		
(2)	修繕引当金		<u>43,450</u>		
	固定負債合計				34,921,296
5	流 動 負 債				
(1)	一時借入金		160,000,000		
(2)	未 払 金		86,482,273		
(3)	預 り 金		9,690,886		
(4)	前 受 金		0		
	流動負債合計				<u>256,173,159</u>
	負債合計				291,094,455
		資 本 の 部			
6	資 本 金				
(1)	自己資本金		183,491,750		
(2)	借入資本金				
ア	企 業 債		<u>550,382,968</u>		
	借入資本金合計			<u>550,382,968</u>	
	資本金合計				733,874,718
7	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
ア	受贈財産評価額		0		
イ	補 助 金	1,552,164,524			
ウ	寄 附 金	<u>3,200,000</u>			
	資 本 剰 余 金 合 計			1,555,364,524	
(2)	欠 損 金				
ア	減 債 積 立 金		0		
イ	建設改良積立金		0		
ウ	当年度未処理欠損金		<u>864,483,525</u>		
	欠 損 金 合 計			<u>864,483,525</u>	
	剰 余 金 合 計				<u>690,880,999</u>
	資 本 合 計				<u>1,424,755,717</u>
	負債資本合計				<u>1,715,850,172</u>

(平成21年12月21日揭示済)

天理市告示第338号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月21日から平成22年2月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月22日揭示済)

天理市告示第339号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年12月22日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成21年12月22日揭示済)

天理市告示第340号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成21年12月22日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年12月22日揭示済)

天理市告示第341号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年12月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年12月22日から平成22年2月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年12月24日揭示済)

天理市告示第342号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱(平成7年9月天理市告示第56号)の一部を次のように改正する。

平成21年12月24日

天理市長 南 佳 策

第1条中「昭和33年法律第192号)の規定による被保険者」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者医療の被保険者」を加える。

第2条中「国民健康保険の被保険者」を「(同法第7条の規定により自立支援給付を行わないため、公費負担されなかった場合を含む。)国民健康保険の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者」に改め、同条ただし書を削る。

第6条中「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条の規定により読み替えられた」に、「第6条の4第3項」を「第5条の4第2項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

精神障害者医療費助成金交付申請書

天理市長 様

申請者（対象者、保護者等）

住 所

氏 名 _____ ㊟（自署又は記名押印）

下記のとおり _____ 年 _____ 月診療分に係る精神障害者医療費助成金の交付を申請します。また、認定に当たり、私及び私の世帯員の収入について公簿等を確認されることに同意します。

申請額 金 _____ 円

本人記入欄	対象者	氏 名	男・女		生年月日	年 月 日生		
		住 所						
	加入医療保険	加入者氏名			保険種別	国保・社会保険の家族・後期高齢		
		被保険者証、組合員証又は加入者証の記号及び番号	記号	番号	付加給付等の有無	有 ・ 無		
				(有の場合は、その給付額)	(_____ 円)			
	保険者番号及び名称	番号		保険者所在地				
		名称						
社会保険の家族の場合の被保険者、組合員又は加入者の所得等の状況	被扶養者数	_____ 人		所得額①	_____ 円	控除額②	_____ 円	
		(うち老人 _____ 人)		控除後の所得①-②	_____ 円			
助成金の入金希望する金融機関	金融機関名・店番	(本・支) 店 _____						
	口座の種類・番号	普通・当座	_____	_____	_____	口座名義人	_____	

注1 対象者が社会保険の家族の場合は、対象者に係る被保険者証、組合員証又は加入者証の写しを初回及び毎年8月の申請時に添付する。

医療機関等記入欄	年 月分	総点数	うち自立支援法による負担点数	点	左欄に係る自己負担額	円
	上記のとおり診療を行い、自己負担金を領収しました。 医療機関等の所在地 _____ 名 称 _____ 氏 名 _____ ㊟					

注2 医療機関等で上欄の証明が得られない場合は、当該自己負担額の支払を証する領収書等を添付する。

※決定	自己負担額 (_____ 円) - (_____ 円) = (_____ 円)	付加給付額 _____ 円	助成額 _____ 円	受付
-----	--	---------------	-------------	----

注3 ※欄は、記入しないでください。

附 則

この要綱は、平成21年12月24日から施行し、改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成21年12月24日揭示済)

天理市告示第343号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月24日から平成22年2月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月25日揭示済)

天理市告示第344号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月25日から平成22年2月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月28日揭示済)

天理市告示第345号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により、下記の住民票を消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

平成21年12月28日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成21年12月28日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

(平成21年12月28日揭示済)

天理市告示第346号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により、下記の住民票を消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

平成21年12月28日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成21年12月28日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

(平成21年12月28日揭示済)

天理市告示第347号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により、下記の住民票を消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

平成21年12月28日

天理市長 南 佳 策

記

職権消除した年月日 平成21年12月28日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

(平成21年12月28日揭示済)

天理市告示第348号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年12月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年12月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年12月28日から平成22年2月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年12月28日揭示済)

天理市告示第349号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年12月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成21年12月28日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 平成21年12月28日から平成22年6月27日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで

- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743 63 7210
天理市総務部地域安全課 0743 63 1001

(平成22年1月4日揭示済)

天理市告示第1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年1月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年1月4日から平成22年3月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年1月5日揭示済)

天理市告示第2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年1月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年1月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年1月5日から平成22年3月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成21年12月11日揭示済)

公告第43号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

平成21年12月11日

天理市長 南 佳 策

売却区分	名称、性質、その他	数量	天理市長 南 佳 策	
			見積価額 (最低入札価額) (円)	公 売 保証金 (円)
天 6 1	着物の帯	1	200,000	20,000
天 6 2	真珠ネックレス・イヤリング付(鑑定書付)	1	30,000	3,000
天 6 3	着物セット(ファンタジー)	1	30,000	3,000
天 6 4	コート(黒)	1	10,000	1,000
天 6 5	コート(白)	1	10,000	1,000
天 6 6	皮のコート	1	10,000	1,000
天 6 7	ネックレス	1	5,000	0
天 6 8	屏風	1	20,000	2,000
天 6 9	釣り竿リール付(くえ用)	1	10,000	1,000
天 6 10	釣り竿リール付(くえ用)	1	10,000	1,000
天 6 11	お洒落な紳士用革靴 25.5cmEEE 茶色ボックス キン	1	2,000	0
天 6 12	お洒落な紳士用革靴 26.0cmEEE 茶色ボックス キン	1	2,000	0
天 6 13	お洒落な紳士用革靴 24.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 14	お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 15	お洒落な紳士用革靴 24.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 16	お洒落な紳士用革靴ブーツ 25.5cmEEE 黒色	1	3,000	0
天 6 17	お洒落な紳士用革靴ブーツ 25.5cmEEE 黒色バ ックスキン	1	3,000	0
天 6 18	お洒落な紳士用革靴ブーツ 25.5cmEEE 黒色	1	3,000	0
天 6 19	お洒落な紳士用革靴ブーツ 25.5cmEEE 黒色	1	3,000	0
天 6 20	お洒落な紳士用革靴ブーツ 25.0cmEEE 茶色バ ックスキン	1	3,000	0
天 6 21	お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 22	お洒落な紳士用革靴 25.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 23	お洒落な紳士用革靴 24.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 24	お洒落な紳士用革靴 25.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 25	お洒落な紳士用革靴 24.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 26	お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 27	お洒落な紳士用革靴 25.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 28	お洒落な紳士用革靴 24.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 29	お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
天 6 30	お洒落な紳士用革靴 24.5cm 黒色	1	2,000	0
天 6 31	絵(額付) 久保田一竹辻が花様	1	5,000	0
(注) 上記売却区分ごとに公売します。 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト 内に記載しています。				
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)			
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間	平成22年1月8日 午後1時00分～平成22年1月19日 午後5時00分			
日公 時売	入札開始	平成22年1月25日 午後1時00分		
	入札締切	平成22年1月27日 午後2時00分		
開札の日時	平成22年1月27日 午後2時00分			
売却決定	日時	平成22年1月27日 午後4時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成22年2月3日 午後2時30分			

買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。
その他	<p>1 天理市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>2 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>3 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うこととなります。</p> <p>4 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担となります。</p> <p>5 その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。</p>
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。</p>	

(平成22年1月4日掲示済)

天理市公告第1号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成21年12月17日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成22年1月4日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号	2971900036	
名称	グループホーム なごみの里	
所在地	奈良県磯城郡三宅町伴堂538番地	
申請者	名称	医療法人 池田医院
	主たる事務所の所在地	奈良県磯城郡川西町唐院398番地1
	代表者の氏名	池 田 富 一
	代表者の住所	奈良県磯城郡川西町唐院398番地2
指定年月日	平成21年12月17日	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

教育委員会

(平成21年12月24日掲示済)

平成22年1月7日午前9時30分から1月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年12月24日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

農業委員会

(平成21年12月15日掲示済)

天農委告示第14号

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積については次のとおり定め、平成21年12月15日より施行する。

平成21年12月15日

天理市農業委員会
会長 川 口 和 良

別段の面積	別段の面積を適用する区域
20アール	天理市全域

監査委員

天監委告示第3号

定期監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成21年度第2回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年12月25日

天理市監査委員 大 森 光三郎
 天理市監査委員 別 所 矩 佳
 天理市監査委員 大 橋 基 之

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監 査 執 行 期 間	監 査 対 象	予算執行状況調査日
平成21年 9月2日	総 務 部 収 税 課	平成21年 7月31日現在
" 9月3日～9月4日	" 税 務 課	"
" 9月7日	" 情 報 政 策 課	"
" 9月8日～9月9日	" 総 務 課	平成21年 8月31日現在
" 9月10日	" 財 政 課	"
" 9月11日	" 地 域 安 全 課	"
" 9月14日	" 防 災 課	"
" 10月5日～10月6日	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課	"
" 10月7日～10月8日	" 学 校 教 育 課	"
" 10月13日	" 文 化 財 課	平成21年 9月30日現在
" 10月14日	" 市 民 体 育 課	"
" 10月15日～10月19日	" 生 涯 学 習 課	"
" 10月29日～11月2日	小 学 校 (5 校)	"
" 11月4日～11月5日	中 学 校 (2 校)	"
" 11月6日～11月10日	幼 稚 園 (5 園)	"
" 10月30日～12月4日	病 院 事 業	"
" 10月30日～12月4日	水 道 事 業	"

3 監査の範囲

平成21年度の総務部、教育委員会の財務に関する事務の執行状況並びに病院事業、水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

4 監査の方法

監査の対象となった各所属長及び事業代表者から、資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、また、公営企業に係る事業にあっては、経営成績及び財政状態が正確に記録されているかについて、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

5 監査の結果

事務処理等は予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

[] 総 務 部
 税務課

ア 予算執行状況について
 (1) 歳入

平成21年7月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務手数料	2,790,000	1,611,900	1,595,400	16,500	99.0
雑入	17,000	5,650	5,640	10	99.8
合計	2,807,000	1,617,550	1,601,040	16,510	99.0

(2) 歳出

平成21年7月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
税務総務費	182,000	33,000	149,000	18.1
賦課費	77,833,000	36,902,376	40,930,624	47.4
合計	78,015,000	36,935,376	41,079,624	47.3

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、証明手数料である。

歳出の主なものは、賃金、システム保守及び電算事務処理委託料等である。

イ 税目別の調定状況について

平成21年7月31日現在の税目別調定額は、次表のとおりである。

(単位:円・%)

税目	調定額		前年度比較 増・減()	対前年度 比率
	平成21年度	平成20年度		
市民税(個人)	2,924,704,295	3,057,572,789	132,868,494	4.3
”(法人)	238,422,500	322,650,700	84,228,200	26.1
固定資産税	3,785,256,100	3,872,793,400	87,537,300	2.3
国有資産等所在市交付金	26,774,000	28,093,400	1,319,400	4.7
軽自動車税	120,511,000	117,759,800	2,751,200	2.3
市たばこ税	133,071,467	175,593,174	42,521,707	24.2
特別土地保有税	0	0	0	-
都市計画税	560,487,100	566,454,900	5,967,800	1.1
計	7,789,226,462	8,140,918,163	351,691,701	4.3

前年度と比較すると351,691,701円(4.3%)の減少となっているが、市税は市財政の根幹をなすものであり、厳しい経済状況のもと、より一層課税対象の把握と適正な賦課に努められるよう要望する。

収税課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年7月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務手数料	852,000	292,662	283,062	9,600	96.7
総務費委託金	94,231,000	23,757,215	0	23,757,215	0.0
延滞金	3,600,000	2,607,382	2,794,583	-187,201	107.2
合計	98,683,000	26,657,259	3,077,645	23,579,614	11.5

(2) 歳出

平成21年7月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	218,650,000	218,650,000	0	100.0
徴収費	19,413,000	4,899,226	14,513,774	25.2
合計	238,063,000	223,549,226	14,513,774	93.9

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、市税の延滞金である。

歳出の主なものは、諸費では市税過誤納還付金及び加算金で資金前渡されている。徴収費では、電算

処理委託料、滞納管理システム賃貸借料等である。

イ 諸費の状況について

諸費の市税過誤納還付金及び加算金218,000,000円と市税返還金650,000円が資金前渡され、平成21年7月31日現在の執行額は、過誤納還付金19,223,921円(314件)、加算金478,400円(39件)、合計19,702,321円となっている。

それぞれの未執行金は適正に保管されていた。

ウ 市税の収入状況について

平成21年7月31日現在の市税収入状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

税 目	平成21年7月31日現在				平成20年7月31日現在		
	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率	収 入 済 額	収 入 率	
現年度	市 民 税	3,163,126,795	1,237,312,794	1,925,814,001	39.1	1,487,361,095	44.4
	固定資産税	3,812,030,100	2,456,763,971	1,355,266,129	64.5	3,123,092,016	80.7
	軽自動車税	120,511,000	110,400,500	10,110,500	91.6	107,834,000	91.6
	市たばこ税	133,071,467	133,041,126	30,341	100.0	139,194,790	100.0
	特別土地保有税	0	0	0	-	0	-
	都市計画税	560,487,100	360,215,529	200,271,571	64.3	452,684,344	79.9
	計	7,789,226,462	4,297,733,920	3,491,492,542	55.2	5,310,166,245	65.8
滞納繰越分	市 民 税	259,713,918	26,555,612	233,158,306	10.2	20,389,428	8.5
	固定資産税	491,216,181	21,584,589	469,631,592	4.4	32,263,690	6.5
	軽自動車税	13,988,800	1,022,700	12,966,100	7.3	1,257,800	8.8
	特別土地保有税	1,128,800	0	1,128,800	0.0	0	0.0
	都市計画税	69,473,154	3,038,486	66,434,668	4.4	4,537,597	6.5
	計	835,520,853	52,201,387	783,319,466	6.3	58,448,515	7.1
合 計	8,624,747,315	4,349,935,307	4,274,812,008	50.4	5,368,614,760	60.4	

収入済額を前年同期と比較すると、現年度の収入済額は1,012,432,325円(19.1%)の減少、滞納繰越分の収入済額についても、6,247,128円(10.7%)の減少となっている。

徴収にあたっては、訪問及び夜間徴収、口座振替等に努力されているところであるが、今後もより一層財源の確保に努められるよう要望する。

情報政策課

予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年7月31日現在(単位：円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
総務費分担金	3,055,000	0	0	3,055,000	0.0
総務費国庫補助金	18,300,000	0	0	18,300,000	0.0
雑 入	86,000	0	0	86,000	0.0
合 計	21,441,000	0	0	21,441,000	0.0

(2) 歳出

平成21年7月31日現在(単位：円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
情報処理費	87,394,000	20,987,138	66,406,862	24.0
地域情報化推進費	40,083,000	0	40,083,000	0.0
合 計	127,477,000	20,987,138	106,489,862	16.5

(職員給与費除く。)

歳出の主なものは、住民情報システム機器保守委託料、SE・オペレータの委託及び運営管理委託料、住民情報システム機器借上料、奈良県電子自治体推進協議会運営会費及び汎用受付システム開発運営事業負担金等である。

総務課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務使用料	25,000	27,613	27,613	0	100.0
総務費県補助金	10,400,000	0	0	0	0.0
財産貸付収入	42,514,000	15,547,514	15,219,392	328,122	97.9
利子及び配当金	2,831,000	943,488	943,488	0	100.0
財産区財産貸付収入	1,826,000	1,825,216	1,825,216	0	100.0
不動産売払収入	500,000	5,795,000	5,795,000	0	100.0
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0
財産区財産売払収入	5,598,000	5,597,800	5,597,800	0	100.0
地元公共事業積立基金繰入金	7,884,000	7,807,800	7,807,800	0	100.0
市預金利子	0	12	0	12	0.0
雑入	17,488,000	808,094	789,914	18,180	97.8
合計	89,067,000	38,352,537	38,006,223	346,314	99.1

(2) 歳出

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	15,230,000	5,562,204	9,667,796	36.5
文書費	31,640,000	11,932,122	19,707,878	37.7
財産管理費	213,770,000	65,922,367	147,847,633	30.8
現年	206,464,000	58,617,307	147,846,693	28.4
繰越明許費	7,306,000	7,305,060	940	100.0
財産区財産管理費	18,139,000	16,174,304	1,964,696	89.2
公平委員会費	1,497,000	712,640	784,360	47.6
交通安全対策費	30,000,000	15,000,000	15,000,000	50.0
合計	310,276,000	115,303,637	194,972,363	37.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、財産貸付収入では、嘉幡町温水プールの建物貸付収入であり、財産区財産売払収入では、前栽町の財産区財産売払収入である。

歳出の主なものは、財産管理費では庁舎維持管理に係る各種委託料であり、繰越事業として、庁舎の冷温水器整備等が執行されている。

財産区財産管理費では、地元公共事業積立基金積立金であり、交通安全対策費では天理駅前駐車場施設賃借料負担金である。

イ 委託関係について

庁舎の保全及び電気空調等の保守点検業務委託、清掃警備業務委託、電話交換・庁舎案内業務委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

財政課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年8月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
地方揮発油譲与税	43,000,000	15,000	15,000	0	100.0
自動車重量譲与税	146,000,000	43,147,000	43,147,000	0	100.0
地方道路譲与税	4,000,000	17,097,053	17,097,053	0	100.0
利子割交付金	40,000,000	14,984,000	14,984,000	0	100.0
配当割交付金	30,000,000	10,607,000	10,607,000	0	100.0
株式等譲渡所得割交付金	10,000,000	0	0	0	0.0
地方消費税交付金	634,000,000	407,752,000	160,541,000	247,211,000	39.4
ゴルフ場利用税交付金	64,595,000	24,687,113	24,687,113	0	100.0
自動車取得税交付金	69,000,000	26,722,000	26,722,000	0	100.0
地方特例交付金	86,044,000	79,189,000	30,924,000	48,265,000	39.1
特別交付金	39,072,000	40,433,000	19,536,000	20,897,000	48.3
地方交付税	4,493,571,000	2,927,519,000	1,748,180,000	1,179,339,000	59.7
総務費国庫補助金 繰越明許費	65,774,000	65,774,000	65,774,000	0	100.0
総務費県補助金	1,000,000	0	0	0	0.0
利子及び配当金	5,491,000	1,133,746	376,591	757,155	33.2
一般寄附金	1,300,001,000	44,315	44,315	0	100.0
民生費寄付金	1,000	0	0	0	0.0
教育費寄付金	1,000	0	0	0	0.0
財政調整基金繰入金	602,537,000	0	0	0	0.0
減債基金繰入金	90,000,000	0	0	0	0.0
福祉基金繰入金	2,500,000	0	0	0	0.0
公共施設整備基金繰入金	38,000,000	0	0	0	0.0
天理っ子育成基金繰入金	300,000	0	0	0	0.0
繰越金	365,532,000	543,698,699	543,698,699	0	100.0
現年	200,000,000	378,166,699	378,166,699	0	100.0
繰越明許費	165,532,000	165,532,000	165,532,000	0	100.0
雑入	14,000,000	0	0	0	0.0
総務債	4,600,000	0	0	0	0.0
衛生債	21,300,000	0	0	0	0.0
農林債	18,100,000	0	0	0	0.0
商工債	26,700,000	0	0	0	0.0
現年	12,900,000	0	0	0	0.0
繰越明許費	13,800,000	0	0	0	0.0
土木債	471,000,000	0	0	0	0.0
現年	370,000,000	0	0	0	0.0
繰越明許費	101,000,000	0	0	0	0.0
教育債	136,300,000	0	0	0	0.0
退職手当債	364,400,000	0	0	0	0.0
臨時財政対策債	902,400,000	0	0	0	0.0
合計	10,089,219,000	4,202,802,926	2,706,333,771	1,496,469,155	64.4

(2) 歳出

平成21年8月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
財政管理費	2,335,000	657,018	1,677,982	28.1

財産管理費	39,693,000	376,591	39,316,409	0.9
土地開発公社費	111,490,000	0	111,490,000	0.0
諸費	3,255,000	661,248	2,593,752	20.3
社会福祉総務費	260,460,000	113,180,000	147,280,000	43.5
元金	1,975,104,000	193,230,763	1,781,873,237	9.8
利子	390,203,000	27,164,204	363,038,796	7.0
公債諸費	368,000	142,069	225,931	38.6
水道事業会計補助金	17,102,000	8,549,000	8,553,000	50.0
予備費	8,458,498	0	8,458,498	0.0
合 計	2,808,468,498	343,960,893	2,464,507,605	12.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、地方消費税交付金、地方交付税、繰越金、地方特例交付金等である。

歳出の主なものは、社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計及び市立病院事業会計への繰出金であり、元金、利子では、市債の元利償還金である。

イ 基金の運用状況について

基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	20年度末現在高	21年4月1日～21年8月31日		21年8月31日 現 在 高
		増	振 替 額	
財政調整基金	699,270,732	400,106,848	0	1,099,377,580
減 債 基 金	190,489,842	24,400,000	0	214,889,842
地域振興基金	16,717,571	0	0	16,717,571
土地開発基金(現金)	126,955,236	79,369	0	127,034,605
土地開発基金(土地等)	726,633,652	0	0	726,633,652
公共施設整備基金	98,921,139	9,981	0	98,931,120
福 祉 基 金	260,127,787	180,393	0	260,308,180
「天理っ子」育成基金	3,925,535	0	0	3,925,535
合 計	2,123,041,494	424,776,591	0	2,547,818,085

地域安全課

予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年8月31日現在(単位：円・%)

目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
総務使用料	40,983,000	18,414,350	15,408,300	3,006,050	83.7
総務手数料	1,190,000	822,000	810,000	12,000	98.5
雑入	28,000	15,700	15,700	0	100.0
合 計	42,201,000	19,252,050	16,234,000	3,018,050	84.3

(2) 歳出

平成21年8月31日現在(単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
交通安全対策費	82,491,000	36,677,215	45,813,785	44.5
防犯対策費	12,133,000	5,924,790	6,208,210	48.8
合 計	94,624,000	42,602,005	52,021,995	45.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、総務使用料では天理駅前地下自転車等駐車場使用料である。

歳出の主なものは、交通安全対策費では、天理駅前地下自転車等駐車場指定管理料、コミュニティバス運行事業に伴う地域公共交通活性化協議会への負担金等である。

防犯対策費では地域安全パトロール業務委託料、天理山辺防犯協議会分担金等である。

防災課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
消防費県補助金	100,000	0	0	0	0.0
雑入	1,180,000	180,000	180,000	0	100.0
合計	1,280,000	180,000	180,000	0	100.0

(2) 歳出

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
災害対策費	20,748,000	7,632,783	13,115,217	36.8
水防事業費	396,000	31,504	364,496	8.0
合計	21,144,000	7,664,287	13,479,713	36.2

(職員給与費除く。)

歳入は、自動販売機取扱手数料である。

歳出の主なものは、防災倉庫(コンテナ)購入費、自主防災組織活動補助金、消防団災害活動等補助金である。

イ 補助金関係について

自主防災組織活動補助金、消防団災害活動補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

[]教育委員会

教育総務課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育費負担金	3,972,000	0	0	0	0.0
教育使用料	44,000	13,410	13,410	0	100.0
教育費国庫補助金	79,801,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	340	0	340	0.0
雑入	19,787,000	1,596,293	1,011,063	585,230	63.3
合計	103,605,000	1,610,043	1,024,473	585,570	63.6

(2) 歳出

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
教育委員会費	5,419,000	2,130,770	3,288,230	39.3
事務局費	20,107,000	2,620,306	17,486,694	13.0
学校管理費(小学校)	200,235,000	60,634,127	139,600,873	30.3
学校建設費(小学校)	313,260,000	101,268,150	211,991,850	32.3
現年	272,062,000	94,947,150	177,114,850	34.9
繰越明許	41,198,000	6,321,000	34,877,000	15.3
学校管理費(中学校)	151,699,000	47,904,894	103,794,106	31.6
学校建設費(中学校)繰越明許	25,174,000	2,929,500	22,244,500	11.6
幼稚園費	74,693,000	27,789,527	46,903,473	37.2
幼稚園建設費繰越明許	7,409,000	0	7,409,000	0.0

合 計	797,996,000	245,277,274	552,718,726	30.7
-----	-------------	-------------	-------------	------

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、給食施設設備賃貸料、職員駐車場料である。

歳出の主なものは、教育委員会費では委員報酬であり、学校管理費では各小、中学校の臨時講師賃金、需用費、技能員業務委託料、学校敷地借上料である。

学校建設費では、山の辺小学校の校舎耐震補強工事及び二階堂小学校のプール新築工事であり、繰越事業として、二階堂及び朝和小学校、南中学校の校舎耐震診断業務委託が執行されている。

幼稚園費では小、中学校と同様の臨時講師賃金、需用費、幼稚園敷地借上料等である。

イ 工事関係について

山の辺小学校の校舎耐震補強工事及び二階堂小学校のプール新築工事等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

なお、南、北中学校に続き本年4月より西中学校においても、給食調理業務が民間委託されているが、今後も学校給食における食の安全と、衛生管理には万全を期されるよう要望する。

学校教育課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育費負担金	3,875,000	0	0	0	0.0
教育使用料	63,844,000	24,015,334	23,973,334	42,000	99.8
教育手数料	1,264,000	1,163,400	1,163,400	0	100.0
教育費国庫補助金	2,983,000	0	0	0	0.0
教育費委託金(国)	116,000	0	0	0	0.0
教育費県補助金	568,000	0	0	0	0.0
教育費委託金(県)	350,000	0	0	0	0.0
合 計	73,000,000	25,178,734	25,136,734	42,000	99.8

(2) 歳出

平成21年8月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
事務局費	20,540,000	9,182,998	11,357,002	44.7
人権教育推進費	6,355,000	3,461,394	2,893,606	54.5
学校管理費(小学校)	14,645,000	6,244,216	8,400,784	42.6
教育振興費(小学校)	36,737,000	11,378,640	25,358,360	31.0
学校管理費(中学校)	7,806,000	3,780,306	4,025,694	48.4
教育振興費(中学校)	33,173,000	15,072,321	18,100,679	45.4
幼稚園費	7,287,000	1,545,902	5,741,098	21.2
合 計	126,543,000	50,665,777	75,877,223	40.0

(職員給与費除く。)

歳入は、教育使用料では幼稚園保育料であり、教育手数料では幼稚園入園料である。

歳出の主なものは、事務局費では魅力ある学校推進事業委託料、高等学校等進学奨励補助金等である。

学校管理費では、各小、中学校の教師用教科書・指導書購入費、児童、生徒の心臓検査委託料であり、教育振興費では、要保護・準要保護児童生徒援助費補助金、遠距離通学費補助金であり、幼稚園費では、尿検査の委託料等である。

イ 市立幼稚園の入園料・保育料の収入状況について

在籍園児数は803人で、前年度と比較すると98名の減少となっており、入園料及び保育料は、次表のとおりである。

収入未済のうち福住、樺本幼稚園については翌月に収入されていた。

平成21年 8月31日現在 (単位:円)

区 分	入 園 料		保 育 料		
	調 定 額	収 入 済 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
丹波市幼稚園	100,800	100,800	1,845,334	1,845,334	0
山の辺 "	117,600	117,600	1,986,000	1,986,000	0
井戸堂 "	105,000	105,000	2,268,000	2,250,000	18,000
前 栽 "	457,800	457,800	8,784,000	8,784,000	0
二階堂 "	79,800	79,800	2,124,000	2,124,000	0
朝 和 "	142,800	142,800	2,814,000	2,814,000	
福 住 "	0	0	240,000	234,000	6,000
櫟 本 "	100,800	100,800	2,214,000	2,196,000	18,000
柳 本 "	58,800	58,800	1,740,000	1,740,000	0
合 計	1,163,400	1,163,400	24,015,334	23,973,334	42,000

ウ 補助金関係について

人権教育研究会補助金、要保護・準要保護児童生徒援助費補助金、遠距離通学費補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

文化財課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年 9月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
教育使用料	1,000	1,260	1,260	0	100.0
教育費国庫補助金	22,720,000	0	0	0	0.0
教育費県補助金	6,250,000	0	0	0	0.0
雑 入	550,000	329,300	303,800	25,500	92.3
合 計	29,521,000	330,560	305,060	25,500	92.3

(2) 歳出

平成21年 9月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
文化財保護費	44,847,000	10,302,950	34,544,050	23.0
現 年	43,908,000	9,364,250	34,543,750	21.3
繰越明許	939,000	938,700	300	100.0
文化財整備費	48,976,000	375,900	48,600,100	0.8
合 計	93,823,000	10,678,850	83,144,150	11.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、出版物頒布金である。

歳出の主なものは、文化財保護費では埋蔵文化財センター賃金、櫛山古墳及び龍王山城跡の管理作業委託料であり、繰越事業として山辺の道周辺に残る、古墳説明板設置工事が執行されている。

イ 出版物の販売について

平成21年 9月30日現在 (単位:円・冊)

書 名	単 価	冊 数	収 入 額	未 納 額
黒塚古墳絵はがき	300	77	22,200	900
下敷	300	182	53,100	1,500
天理市文化財分布地図	300	109	31,200	1,500
天理市の文化財	1,500	3	4,500	0
遺跡を訪ねて	1,500	87	115,500	15,000
龍王山城跡調査概報	650	2	1,300	0

文化財調査概報（平成13・14年度）	1,000	1	1,000	0
文化財調査概報（平成15・16年度）	1,000	5	5,000	0
文化財調査報告（第6集）	1,600	1	0	1,600
〃（第7集）	4,000	7	24,000	4,000
文化財調査年報（平成18年度）	1,000	1	1,000	0
文化財調査年報（平成19年度）	1,000	7	6,000	1,000
改訂 天理市史（上・下巻）	16,000	1	16,000	0
改訂 天理市史資料編（1～3）	14,000	1	14,000	0
改訂 天理市史資料編（4・5）	9,000	1	9,000	0
合 計		485	303,800	25,500

なお、25,500円は翌月に収入されていた。

ウ 委託関係について

史跡赤土山古墳及び龍王山城跡管理作業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民体育課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年9月30日現在（単位：円・％）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育使用料	15,629,000	8,935,180	8,742,630	192,550	97.8
雑入	720,000	530,502	495,658	34,844	93.4
合 計	16,349,000	9,465,682	9,238,288	227,394	97.6

(2) 歳出

平成21年9月30日現在（単位：円・％）

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
保健体育総務費	29,562,000	23,440,892	6,121,108	79.3
体育施設管理費	73,088,000	19,056,767	54,031,233	26.1
合 計	102,650,000	42,497,659	60,152,341	41.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、長柄運動公園テニスコート、総合体育館の使用料である。

歳出の主なものは、保健体育総務費では「天理っ子」育成水泳教室の講師謝礼、市民体育大会運営委託料、「全国高等学校総合体育大会」開催に伴う負担金、校区体育振興会活動育成補助金である。

体育施設管理費では需用費、三島体育館借地料、プール監視員賃金等である。

イ 施設利用状況について

各施設の利用状況は、次表のとおりである。

平成21年9月30日現在

施設名	月	4	5	6	7	8	9	合 計
	月	月	月	月	月	月	月	
天理ダム風致公園グラウンド（件）		15	15	16	16	11	16	89
二階堂体育館（件）		50	43	53	40	38	33	257
二階堂庭球場（件）		6	2	5	3	6	5	27
二階堂運動場（件）		15	15	14	14	11	12	81
白川ダム運動場（件）		14	23	17	15	21	23	113
福住運動場（件）		38	54	46	44	55	39	276
三島体育館（件）		66	62	64	65	57	57	371
総合体育館（件）		112	124	140	136	107	110	729
健民運動場（件）		6	6	12	7	7	7	45

(上欄：内 照明設備)	26	36	34	31	34	46	207
長柄運動公園庭球場 (件)	37	37	36	47	50	58	265
(上欄：内 照明設備)	237	235	215	248	215	221	1,371
長柄運動公園水泳プール (人)				1,060	2,484		3,544
グラウンドゴルフ場 (件)	678	1,092	1,150	766	810	898	5,394

生涯学習課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年9月30日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育使用料	394,000	342,840	286,540	56,300	83.6
教育費国庫補助金	1,886,000	0	0	0	0.0
雑入	226,000	39,790	39,680	110	99.7
合計	2,506,000	382,630	326,220	56,410	85.3

(2) 歳出

平成21年9月30日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
人権教育推進費	1,298,000	691,919	606,081	53.3
社会教育総務費	27,724,000	15,187,267	12,536,733	54.8
公民館費	70,436,000	26,364,194	44,071,806	37.4
教育キャンプ場費	5,412,000	3,513,070	1,898,930	64.9
合計	104,870,000	45,756,450	59,113,550	43.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、公民館使用料である。

歳出の主なものは、社会教育総務費では、天理な祭り及びチビッコ広場開催委託料、山の辺号借上料、PTA協議会育成補助金である。

公民館費では各公民館維持管理費、文化教室及び各種講座開催に伴う講師謝礼であり、教育キャンプ場費では、カウンセラー賃金等である。

イ 補助金関係について

校区子ども会育成事業活動費補助金、PTA協議会育成補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

[] 学校及び幼稚園

ア 監査を行った学校及び幼稚園

小学校(5校) 前裁、二階堂、井戸堂、朝和、柳本

中学校(2校) 西、南

幼稚園(5園) 前裁、二階堂、井戸堂、朝和、柳本

イ 各学校・園の事務処理状況について

各小・中学校の学校管理費及び各幼稚園費の配当予算額の執行分について監査を実施した。各学校・園とも財務に関する事務は適正で、また備品台帳については一部に記載洩れがあるものの、おおむね正確に整理され、管理についても適正であった。

学校等の備品の管理には万全を期されるとともに、最大限有効活用されるよう要望する。

各学校・園の予算執行状況は、別表1のとおりである。

ウ 薬品の管理について

各小・中学校の理科実験用の薬品についても、厳重に保管され、台帳についても整備されていた。

エ 補助金関係について

小・中学校における要保護・準要保護児童生徒の就学援助に係る学用品・通学用品費、校外活動費、

給食費等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

小学校

平成21年9月30日現在（単位：円）

項目	学校名 前 裁 小学校	二階堂 小学校	井戸堂 小学校	朝 和 小学校	柳 本 小学校	合 計
学用品・通学用品費	380,604	180,649	15,683	288,177	57,203	922,316
校 外 活 動 費	99,980	0	5,939	113,099	26,232	245,250
新入学児童(生徒)学用品費	238,800	39,800	19,900	139,300	79,600	517,400
給 食 費	1,156,200	541,200	49,200	876,810	180,400	2,803,810
医 療 費	6,440	3,920	0	0	0	10,360
遠 距 離 通 学 費	0	0	0	0	0	0
合 計	1,882,024	765,569	90,722	1,417,386	343,435	4,499,136

中学校

平成21年9月30日現在（単位：円）

項目	学校名 西中学校	南中学校	合 計
学用品・通学用品費	501,825	388,800	890,625
校 外 活 動 費	74,712	70,760	145,472
新入学児童(生徒)学用品費	526,700	229,000	755,700
修 学 旅 行 費	1,274,524	1,196,270	2,470,794
給 食 費	860,860	688,000	1,548,860
医 療 費	0	0	0
遠 距 離 通 学 費	0	0	0
通学用ヘルメット	25,200	14,110	39,310
合 計	3,263,821	2,586,940	5,850,761

[] 病院事業会計

ア 業務状況について

平成21年度病院事業会計の業務状況は、年間患者予定数114,474人に対し平成21年9月30日現在54,847人(47.9%)で、その内訳は、入院患者延36,354人の予定に対し16,742人(46.1%)、外来患者延78,120人の予定に対し38,105人(48.8%)である。

これを前年同期と比較すると、入院患者数で73人(0.4%)減少し、外来患者数では373人(1.0%)増加し、全体では300人(0.5%)の増加となっている。

また、1日平均患者数の利用状況は、入院100人の計画に対し91.5人(91.5%)、外来315人の計画に対し302.4人(96.0%)となっている。

上半期の診療科目別患者の利用状況は、次表のとおりである。

診 療 科 目 別 患 者 利 用 状 況 表

診療科目別	入院患者数(人)	前年比(%)	外来患者数(人)	前年比(%)	計(人)	前年比(%)
内 科	9,313	114.8	17,796	107.6	27,109	110.0
	8,111		16,544		24,655	
人工透析内科	563	70.9	1,991	119.9	2,554	104.1
	794		1,660		2,454	
外 科	2,784	105.4	3,004	104.9	5,788	105.2
	2,641		2,863		5,504	
整 形 外 科	1,936	62.3	5,987	94.4	7,923	83.9
	3,106		6,340		9,446	
小 児 科	137	130.5	1,662	63.1	1,799	65.7
	105		2,634		2,739	
産 婦 人 科	1,936	94.2	2,897	102.8	4,833	99.2
	2,055		2,817		4,872	

眼 科	0		2,185		2,185	
	0	-	2,492	87.7	2,492	87.7
耳鼻いんこう科	73		2,583		2,656	
	3	2,433.3	2,382	108.4	2,385	111.4
合 計	16,742		38,105		54,847	
	16,815	99.6	37,732	101.0	54,547	100.5

(二段書の上段は現年度、下段は前年度の数字を示す。)

イ 経営成績について

上半期の経営収支状況は、次表のとおりである。

(単位:円・%)

区 分	総収益	総費用	純 利 益	費用に対する収益比率
平成21年度	893,602,191	926,423,327	32,821,136	96.5
平成20年度	870,421,460	932,838,096	62,416,636	93.3

(消費税及び地方消費税抜き。)

平成21年度上半期の総収益は893,602,191円で、その内訳は、医業収益883,335,780円及び医業外収益10,266,411円である。これを前年同期と比較すると医業収益で25,362,365円(3.0%)増加、医業外収益で2,181,634円(17.5%)減少し、合計では23,180,731円(2.7%)の増加となっている。

この主な要因は、医業収益の外來収益が増加したものである。

一方、総費用は926,423,327円で、その内訳は、医業費用912,786,696円及び医業外費用13,636,631円である。

これを前年同期と比較すると医業費用で3,281,822円(0.4%)減少、医業外費用で3,132,947円(18.7%)減少し、合計では6,414,769円(0.7%)の減少となっている。

この主な要因は、医業費用のうち給与費が減少したものである。

総費用に対する総収益比率は96.5%で、前年同期より3.2ポイント上昇しているが、純損失は32,821,136円であり、前年度繰越欠損金864,483,525円を加えた当期末処理欠損金は897,304,661円と依然として厳しい財政状況である。

収益的収支に係る予算の執行及び事業経営状況は、別表2のとおりである。

ウ 財政状態について

平成21年9月30日現在病院事業会計の流動資産は、前年同期より83,022,093円(28.3%)増加の376,649,248円であり、総資産に占める割合は21.3%で、前年同期と比較して4.7ポイントの増加となっている。

一方、流動負債は、前年同期より159,971,640円(81.6%)増加の355,903,434円であり、負債資本合計に占める割合は20.2%で、前年同期と比較して9.1ポイント増加し、依然として厳しい財政事情である。

[] 水道事業会計

ア 業務状況について

上半期の給水戸数は、前年同期に比べ53戸(0.2%)増加の22,794戸となっているが、給水人口は、384人(0.6%)減少の69,357人となっている。

また、上半期有収水量は、前年同期に比べ329,651? (6.4%)減少の4,830,687? となっている。

その主な要因は大口需要者の使用量が減少したことや、節水意識の浸透等によるものである。

上半期の業務状況は、次表のとおりである。

区分	年度		比 較	
	平成21年度	平成20年度	増 減	比率(%)
給水人口	69,357 人	69,741 人	384	99.4
給水戸数	22,794 戸	22,741 戸	53	100.2
排水量	5,317,729 ?	5,515,746 ?	198,017	96.4
有収水量	4,830,687 ?	5,160,338 ?	329,651	93.6

有収水量率	90.8 %	93.6 %	2.8ポイント
-------	--------	--------	---------

イ 経営成績について

上半期の経営収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	総 収 益	総 費 用	純 利 益	費用に対する収益比率
平成21年度	1,340,394,947	1,257,870,483	82,524,464	106.6
平成20年度	1,568,310,124	1,464,367,965	106,942,159	107.3

平成21年度上半期の水道事業会計の総収益は1,340,394,947円で、その内訳は、営業収益1,335,430,563円、営業外収益4,964,384円である。

これを前年同期と比較すると総収益では227,915,177円(14.5%)の減少であり、その主な内容としては、営業収益が224,667,767円(14.4%)減少しているものである。この主な要因は、給水収益及び受託工事収益の減少等によるものである。

一方、総費用は1,257,870,483円で、その内訳は、営業費用1,162,545,306円、営業外費用95,318,297円及び特別損失6,880円である。

これを前年同期と比較すると総費用では203,497,482円(13.9%)の減少で、その主な内容としては、営業費用159,604,310円(12.1%)減少し、営業外費用43,899,062円(31.5%)が減少となっている。この主な要因は、受水費、受託工事費及び支払利息が減少しているためである。

総費用に対する総収益比率は106.6%で、前年同期より0.7ポイント下降している。

純利益は82,524,464円で、前年度繰越利益剰余金107,598,164円を加えた当期末処分利益剰余金は190,122,628円となっている。

収益的収支に係る予算の執行及び事業経営状況は、別表3のとおりである。

ウ 財政状態について

平成21年9月30日現在水道事業会計の流動資産は、前年同期より749,431,760円(25.4%)減少の2,202,143,115円であり、総資産に占める割合は12.1%で、前年同期と比較して3.1ポイント下降している。

一方、流動負債は前年同期より42,624,894円(11.5%)減少の326,946,965円であり、負債資本の合計に占める割合は1.8%で、前年同期と比較して0.1ポイント下降している。

今後も、引き続き効率的な事業運営に努め、企業の経済性を発揮され、「おいしくて安全な水」の「安定供給」に努められたい。

むすび

以上が平成21年度第2回の総務部(税務課・収税課・情報政策課・総務課・財政課・地域安全課・防災課)、教育委員会事務局(教育総務課・学校教育課・文化財課・市民体育課・生涯学習課)、学校・幼稚園及び企業会計の定期監査を行った結果である。

総務部においては、予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況及び財産の管理状況等について、各々予算の目的に従い法令に準拠して、適正に処理されていた。

なお、市税は、市財政の根幹をなすものであり、厳しい経済状況のもと、より一層の課税対象の把握と適正な賦課に努められ、収納率の向上にむけ努力されるとともに、防犯体策や防災対策を中心とした安全で安心な町づくりを推進されるよう要望する。

教育委員会事務局においては、予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について、各々予算の目的に従い法令に準拠して、適正に処理されていた。

また、学校及び幼稚園においても、財務に関する事務は適正に処理され、備品・化学薬品の管理・保管についても、一部に記載漏れ等が見受けられるものの、おおむね適正であった。

教育現場を取り巻く環境は、社会ニーズの多様化とともに増々厳しい現状のもと、人とひととのつながりをより強く、ふるさと体験授業等を通して伝統行事、文化を継承し「豊かな心」と「生きる力」を育み、次代を担う人づくりの推進に期待する。

次に、各企業会計についてであるが、病院事業では、外来患者は増加しているもの入院患者は減少しており、依然として厳しい経営状況で、純損失の計上となっている。

今後は、なお一層、事業の公共性と経済性の調和を図り、より効率的な事業運営に努められよう要望す

る。

水道事業では給水戸数が昨年同期よりわずかに増加したが、大口需要者の使用量の減少や、節水意識の浸透、受託工事収益の減少等に伴い、給水収益は前年同期より減少している。

現時点では純利益を計上しているものの、厳しい経営状況のもと、更なる企業努力に努め、効率的な事業運営を図るとともに、今後もおいしくて安全な水の安定供給に努められるよう要望する。